

小口追認
保証制度

かなえ

中小企業の皆様の
想いをかなえます！

「簡便保証」による
スピーディーな資金対応！！
安心の1,000万円保証！！

責任共有対象

年1.8% (固定)

貸付
利率

責任共有対象外

年1.6% (固定)

その他、別途信用保証料が必要です。

イメージキャラクター
かなえさん

がんばる中小企業を応援します！



SHIMANE
GUARANTEE

島根県信用保証協会

本店 ▶ TEL0852-22-2837 出雲支店 ▶ TEL0853-21-4998
浜田支店 ▶ TEL0855-22-0833 益田支店 ▶ TEL0856-22-4567



ホームページでも
情報を提供しています

<http://www.shimane-cgc.or.jp/>



小口追認
保証制度

かなえ

■取扱期間

平成24年
7/1(日)

平成26年
3/31(月)

当制度は、平成25年3月末に中小企業金融円滑化法が終了し、お客様の資金調達環境が厳しくなると予想されることから、その対応策(出口戦略)として創設したものです。迅速かつ簡便にご利用いただける制度ですので、ぜひご活用ください。

制度概要

1. 対象者

中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者であって、次の条件を全て満たす方。

- ①法人で島根県内に本店または事業所を有する方、及び個人で住居または事業所のいずれかが島根県内にある方で、1年以上継続して同一事業(保証対象業種)を営んでいること
- ②手形交換所において取引停止処分、不渡処分を受けていないこと
- ③破産・民事再生・会社更生等法的整理の手続き中、私的整理の手続き中でないこと
- ④既存貸出金に延滞がないこと
- ⑤信用保証協会の求償権関係者でないこと

2. 対象資金

運転資金及び設備資金

3. 限度額

1,000万円

ただし、既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で3,000万円の範囲内とします。また、本制度の残高がある場合は、その残高と合わせて1,000万円以内とします。

4. 期 間

7年以内

5. 返済方法

均等分割返済または一括返済

ただし、必要に応じ据置期間(6ヶ月以内)を設けることができます。また、一括返済は保証期間6ヶ月以内の場合に限ります。

6. 貸付形式

手形貸付または証書貸付

7. 連帯保証人

不 要

ただし、法人代表者は連帯保証人として必要です。

8. 担 保

不 要

9. 貸付利率

責任共有対象 年1.8%(固定)

責任共有対象外 年1.6%(固定)

10. 信用保証料率

年0.35% ~ 年1.55%

(セーフティネット保証は、年0.91%以下)

信用保証料については、一部の料率を引下げています。

11. 取扱金融機関

当協会と本制度に係る覚書を締結した金融機関

12. 取扱期間

平成24年7月1日 ~ 平成26年3月31日

13. 申込窓口

お近くの商工会議所または商工会へお申込みください。

それぞれの機関が連携して
お客様をバックアップします

